

日ペルー経済連携協定について

2012年3月

ペルー概況

○ 基礎データ

面積: 約129万平方キロメートル(日本の面積の約3.4倍)

人口: 約29.5百万人(2010年) (日本の約4分の1)

GDP: 約1,535億ドル(2010年) (日本の約37分の1)

一人当たりGDP: 約5,172ドル(2010年) (日本の約8分の1)

GDP成長率: 8.8% (2010年)



○ 日ペルー間経済関係

貿易関係: 日本→ペルー: 863億円(主な品目: 自動車、鉄鋼製品、タイヤ等)(2010年)

ペルー→日本: 1,903億円(主な品目: 銅鉱、魚の粉、亜鉛鉱等)(2010年)

ペルーにとって、日本は第4位の輸出相手国、第6位の輸入相手国(2010年)

日本にとって、ペルーは第50位の輸出相手国、第38位の輸入相手国(2010年)

投資関係: 日本の対ペルー直接投資額(2010年末累計)は約2億1,700万ドル。

○ ペルーのFTA

発効済・署名済のもの: 米国、チリ、シンガポール、カナダ、中国、EFTA、EU、メキシコ、パナマ、コスタリカ、韓国(2011年8月発効)

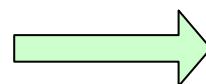
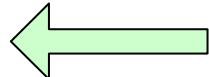
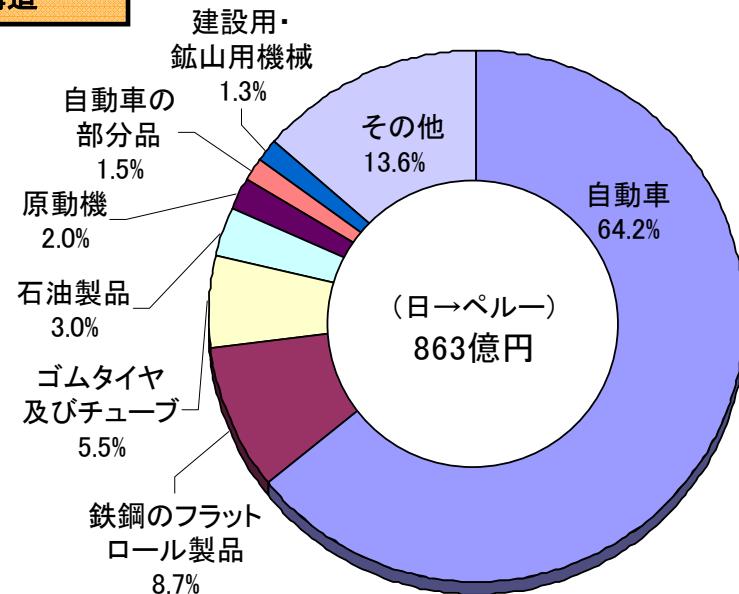
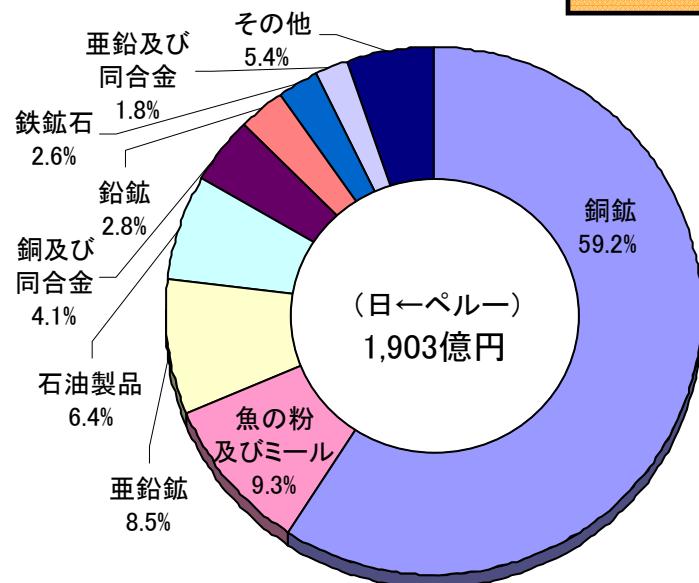
交渉中のもの: TPP、グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル等

日・ペルー間の貿易構造と経済連携協定の意義

日本・ペルー経済連携協定の意義

豊富な資源を有し、高い経済成長を維持するペルーは、近年諸外国との経済連携を積極的に展開。貿易の自由化・円滑化、投資の促進、関連分野の制度整備を図ることにより、ビジネス・チャンスの更なる拡大に資するとともに、両国間の経済関係の一層の強化、ひいては日ペルー関係全体の緊密化が期待される。

日ペルー間の貿易構造



日ペルーEPA交渉の経緯

- ・2008年11月：日ペルー首脳会談で、EPA交渉開始を前向きに検討することで合意。
- ・2009年3月：準備会合を開催。
- ・2009年4月：日ペルー首脳電話会談で交渉開始を決定。
- ・2009年5月～2010年11月：7回の正式交渉会合と中間会合を開催。
- ・2010年11月：交渉完了を宣言
- ・2011年5月31日：署名
- ・2011年11月：国会提出（12月：国会承認）

市場アクセス改善の概要



輸入額の無税割合: 10年間で約99%

輸出額の無税割合: 10年間で約99%

鉱工業分野

ほぼ全ての品目につき即時関税撤廃

鉱工業分野

* 2009年4月時点の税率

| 分野 | 品目 | 関税率* | 交渉の結果 |
|------------|------------------|------|-------------|
| 自動車 | 乗用車 | 9% | 4~9年間で関税撤廃 |
| | 二輪車 | 9% | 5~9年間で関税撤廃 |
| 自動車部品 | サスペンション | 9% | 3~5年間で関税撤廃 |
| | ガスケット | 9% | 7~9年間で関税撤廃 |
| | 伝動軸 | 9% | 即時関税撤廃 |
| | 強化ガラス | 9% | 9~10年間で関税撤廃 |
| 鉄鋼製品 | 鉄鋼製ボルト・ナット | 9% | 4年間で関税撤廃 |
| 電気電子 製品 | テレビ | 9% | 即時関税撤廃 |
| | ブルーレイ ディスク レコーダー | 9% | 即時関税撤廃 |
| | リチウムイオン電池 | 9% | 9年間で関税撤廃 |
| | 鉛蓄電池 | 9% | 9年間で関税撤廃 |
| 化学工業 | 医薬品 | 9% | 5~10年間で関税撤廃 |
| 雑品 | ボールペン | 9% | 10年間で関税撤廃 |

農林水産分野

※主要な品目

| 分野 | 交渉の結果 (カッコ内は現行関税率 (*印は一般特恵税率)) |
|-----|--|
| 農産品 | <ul style="list-style-type: none"> ● 豚肉 (従価税部分4.3%) : 関税割当 【割当数量】1年目1,000トン(毎年1,000トン増加)→5年目以降5,000トン 【枠内税率】従価税部分2.2% ● 鶏肉・鶏肉調製品 (6-21.3%) : 関税割当 【割当数量】1年目3,500トン(毎年500トン増加)→5年目以降5,500トン 【枠内税率】3.6-19.1% ● アスピラガス 生鮮(3%):即時関税撤廃, 調製品(12-17%):10年間で関税撤廃 ● とうもろこし(菓子用・飲料用) (50%又は12円/kgのいずれか高い税率) : 関税割当 (菓子用)【割当数量】1年目1,500トン, 2年目3,000トン, 3年目4,500トン, 4年目5,500トン, 5年目以降6,500トン 【枠内税率】無税 (飲料用)【割当数量】1年目500トン, 2年目1,000トン(毎年1,000トンずつ増) →5年目以降4,000トン 【枠内税率】無税 |
| 林産品 | ● 製材 (2.88-3.6%*) : 即時関税撤廃 |
| 水産品 | ● アメリカおおあかいか (5%) : 10年間で関税撤廃 |

農林水産分野

| 品目 | 関税率* | 交渉の結果 |
|------|------|-----------|
| ながいも | 9% | 7年間で関税撤廃 |
| りんご | 9% | 15年間で関税撤廃 |
| 梨 | 9% | 7年間で関税撤廃 |
| 柿 | 9% | 5年間で関税撤廃 |
| 緑茶 | 9% | 15年間で関税撤廃 |
| 清酒 | 9% | 即時 関税撤廃 |

日ペルーEPAの構成

第1章
総則

第7章
国境を越えるサー
ビスの貿易

第13章
ビジネス環境の整備

附属書4
原産地証明

第2章
物品の貿易

第8章
電気通信サービス

第14章
協力

附属書5
第7章に関する
現在の例外措置

第3章
原産地規則

第9章
商用目的の国民の入
国及び一時的な滞在

第15章
紛争解決

附属書6
第7章に関する
将来の例外措置

第4章
税関手続及び
貿易円滑化

第10章
政府調達

第16章
最終規定

附属書7
金融サービス

第5章
衛生植物検疫措置

第11章
知的財産権

附属書1
第21条に関する表
(関税)

附属書8
第9章に関する
特定の約束

第6章
強制規格、任意規格
及び適合性評価手続

第12章
競争

附属書2
第20条及び第22条に関
するペルーの措置

附属書9
政府調達

附属書3
品目別規則

附属書10
ぶどう酒及び蒸留酒の
地理的表示

品目証明

○一部の品目については、9桁品目ラインを細分してその一部を譲許

(※これまでにも、9桁品目ラインを細分して一部を譲許した例あり（日フィリピンEPA（フィリピン特産の種のバナナ）等。))

○当該品目については、輸出国（ペルー）政府が当該品目であることを証明した書類（品目証明書）を税関に提出

日ペルーEPA協定 附属書1(第2章関係、第21条の規定に関する表) 第2編

第3節 関税割当て及び品目証明書に関する運用上の手続

第3条 品目証明書

- 1 日本国の表の5欄に1個の星印(*)を付した品目に分類される原産品について、この 附属書に従つて関税上の特恵待遇を要求する輸入者は、輸出締約国によりそれぞれの輸出について発給された証明書を輸入締約国の税関当局に提出する。
- 2 輸出締約国の発給当局により発給された衛生についての証明書（注：health certificate）又は輸出締約国の発給当局により正当に認証されたその写しにおいて產品を特定する詳細の欄に次の事項が記入されている場合には、当該証明書又は当該写しは、品目証明書として用いられる。
 - (a) 1に規定する原産品が分類される品名であって、日本国の中の表の2欄に定めるもの
 - (b) 仕入書の番号及び日付

日本の譲許表の5欄「注釈欄」に(*)が付してあるもの

- 0307. 99 冷凍いかのうち、アメリカおおあかいか (全形又は断片状、1個1kg以上のもの)
- 1515. 90 その他の植物性油脂・分別物のうち、サチャインチ油 [* 2箇所]
- 2004. 90 調製・保存処理をしたその他の野菜（無加糖、豆）のうち、緑豆・ひよこ豆・ひら豆

- 課税価格が20万円以下の場合：税関から求めがある場合に輸入者は税関に品目証明書を提出。

M F N 逆転現象への対応

MFN税率<EPA税率 → 低い方のMFN税率を適用することを規定

第21条

3 締約国の原産品について附属書一に従って適用される関税率(注:=日ペルーEPAの譲許表の税率=EPA税率)が、当該原産品と同一の產品に適用される実行最恵国税率(注:=MFN税率)よりも高い場合には、当該原産品について、当該実行最恵国税率を適用する。

⇒ 国内法令の改正等により一方的にMFN税率が引き下げられてEPA税率より低くなった場合、高い方のEPA税率を適用されないことを担保。段階的撤廃では一定期間EPA税率の方が高くなる可能性がある。

(参考) 各EPAのMFN逆転対象品目リスト(財務省ホームページ) 統計細分ベース
http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/gyakuten.htm

一般特恵税率（G S P 税率）とE P A 税率

EPA締約国がGSP対象国の場合、原則、EPA税率が設定された物品にはGSP税率を適用しない。ただし、**EPA税率>GSP税率となる品目**及び**EPA税率が設定されていない品目**には、GSP税率が適用可能。

(根拠) 関税暫定措置法施行令第25条

⇒ ペルーはGSP税率が適用される途上国。発効後は、**EPA税率>GSP税率となる品目** 及び**EPA税率の設定がない品目**についてのみGSP税率が適用可能。

(参考) 各EPAのGSP税率適用が可能な品目リスト(財務省ホームページ) 統計細分ベース
http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/tokkei.htm

その他 ①

物品ルール

- 両締約国間の物品貿易に影響を及ぼす締約国の措置に関し、内国民待遇の供与、関税の撤廃・引下げ等を締約国に義務付け。
- 本協定に基づき関税を撤廃し、又は引き下げる原産品に対して、両締約国の間においてのみとられる二国間セーフガード措置の適用のための規則を定める。

品目別規則(原産地)

- 関税分類上の全ての品目につき、個別品目ごとに原産資格を得るための要件(関税分類の変更、原産資格割合(Q.V.C.)の割合及び特定の製造又は加工作業)を附属書3(品目別規則)に規定。同附属書は2007年版HSに基づく。

税関手続及び貿易円滑化

- 税関手続の透明性、関税法令の適正な適用及び物品の速やかな通関の枠組み(ITの利用促進、リスク管理の維持、予見可能で一貫性のある通関手続の適用、貨物到着前に通関情報を確認する手続の採用・維持等)、事前教示手続の採用・維持、税関協力・情報交換について規定。

サービスの貿易

- 両国とも、WTOより高いレベルの約束を行い、内国民待遇等の原則のもと、引き続き維持する例外の国内措置等をそれぞれ附属書に記載(ネガティブ・リスト方式)し、透明化を確保。

その他 ②

知的財産

- 知的財産の十分で効果的かつ無差別的な保護を確保。権利行使のための措置、制度運用の効率性・透明性促進を規定。
- WTO協定の基準を超える知的財産の保護（不正商標商品や著作権侵害品の輸出差止め、コンピュータ・プログラムを含む発明の特許保護可能性等）

自然人の移動

- 両国の短期商用訪問者、企業内転勤者、投資家、専門家等の入国及び一時的な滞在について約束。
- ペルー側は、日本企業の関心事項であった査証発給の迅速化等に合意。
- 日本側は、ペルー料理の国家試験の設立を条件に、ペルー料理人の入国要件の緩和を約束。

ビジネス環境の整備

両国の貿易・投資の促進を目的として、事業活動を行う両国企業のためのビジネス環境を一層整備すべく、両国政府以外の関係団体も参加可能な小委員会を設置、相手国企業からの苦情・照会等を受領する連絡事務所の指定・維持。

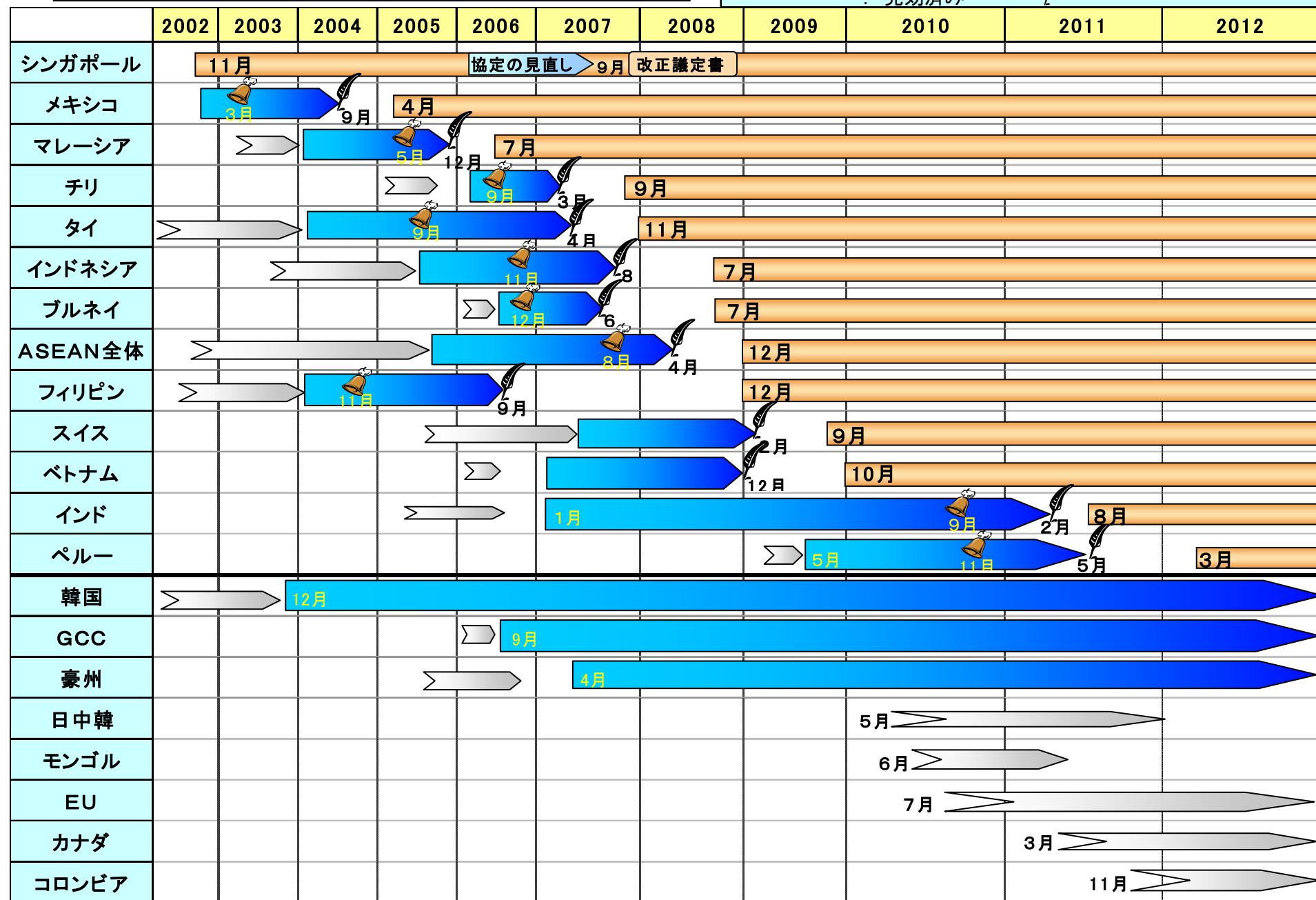
投資

既存の日本・ペルー投資協定の規律を組み込んでいる。

各国とのEPAの進捗状況

> 事前協議等
交渉
発効済み

: 大筋合意
: 署名



(注)GCC(湾岸協力理事会) アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クエート、サウジアラビア、バーレーン